

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程《旅費日当規定》

第1章 総則

第1条〔目的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本協会」という。）の業務遂行に関する旅費、日当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔対象者〕

この規定は、本協会の業務を行うものに適応する。

第3条〔旅費の定義〕

旅費は、日帰り旅費、宿泊旅費の2種類で、定義は以下のとおりとする。

- (1)日帰り旅費は、原則として自宅または勤務地より離れた場所への旅費とし、宿泊を必要としないもの。
- (2)宿泊旅費は、原則として宿泊しなければ業務が達成されない場合とし、事前に事務局長、委員長及び支部代表が認めたもの。

第4条〔旅費の区分〕

この規定に基づく旅費とは、以下の3種類をいう。

- (1)交通費・車両費
- (2)宿泊費
- (3)日当

第5条〔交通費・車両費・日当・宿泊費〕

交通費・車両費・宿泊費は、最も経済的な順路や方法に基づいて計算する。

- (1)交通費は、J R・私鉄・バス・船運賃の実費とする。片道 50 km以上の場合は、それぞれ急行料金、特急料金（新幹線特急料金）を支給することができる。
- (2)車両費は、業務を遂行するために自家用車を使用し、目的地が県内の場合は、「三重県市町間距離表」より往復距離を算定して別表 1 旅費基準表より一律支給を原則とする。また県外の場合は、往復の移動距離×20 円を上限支給とし、事前に許可を得た場合は、ガソリン代の実費支給が出来る。
- (3)旅費の始点及び終点は、自宅とする。常勤職員の通勤手当受給区間内の旅費は支給しない。
- (4)自家用車で片道 5 0 km以上の場合 または時間との関連で高速道路を使用する場合は、実費支給が出来る。

- (5)日当は、原則として別表 2 支払基準表を上限として適用する。
(6)宿泊費は、宿泊料金その他、夕食・朝食（1泊2食）の実費とし、上限を 12,000 円とする。

第 6 条〔旅費の申請〕

宿泊を伴う旅費等で概算払いが必要な場合は、旅費日当申請書を発行し、役員の場合は専務理事、委員会の場合は所属委員長等の承認を得なければならない。

第 7 条〔旅費の精算〕

出張者は出張終了後、速やかに旅費日当精算書を作成して、専務理事、または所属委員長の承認を受け、旅費の精算をしなければならない。

- (1)実費の支給を受ける場合は、その支出を証明する領収書を精算書に添付する。
(2)日帰り業務・会議出席・大会業務等の旅費は、その都度一括して旅費日当精算書を作成することができる。

第 8 条〔特別の旅費〕

前条に定めるもののほか、特に旅費を支給する状況が生じた場合においては、専務理事と事務局長の協議によって決定する。

附 則

- この「旅費規定」は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この「旅費規定」の全部を平成 24 年 4 月 1 日に改訂する。
- この規定を「旅費日当規定」とし、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

別表 1 旅費基準表

県内

市内	500円
50km 未満	1,000円
50km 以上 100km 未満	1,500円
100km 以上 150km 未満	2,000円
150km 以上 200km 未満	3,000円
200km 以上	4,000円

県外 往復の移動距離×20円を上限

別表 2 日当 支払い基準表（上限金額）

項目	種別	支給額（1日）	備考
諸会議	理事会・合同会議	1,500円以内	食事代に替えることができる
	監査	5,000円以内	監事に限る 報酬源泉

	各種委員会・地区協会会議	1,500 円以内	食事代に替えることができる
	全国・東海会議・県外視察	3,000 円以内	
	WEB 会議	1,000 円以内	40 分以上
各種大会	全国東海主催事業・大会役員	5,000 円以内	理事・事務職員は賃金源泉
	県内協会主催事業・大会役員	3,000 円以内	理事・事務職員は賃金源泉 3,110 円
	事業・大会運営 委員	3,000 円以内	
	事業・大会運営 補助員	2,000 円以内	チーム・学校単位で支払可
	マッチコミッショナー	10,000 円以内	9,300 円以上は源泉
審判関係	審判員 主審	10,000 円以内	9,300 円以上は源泉
	審判員 副審	8,000 円以内	
	審判員 第 4	6,000 円以内	
	審判活動 1 日	2,000 円以内	半日 1,000 円/午前・午後・夜間区分
	審判 アセッサー・インストラクター	8,000 円以内	講師の場合は、報酬源泉
	審判 資料作成	11,137 円以内	報酬源泉 1,137 円
技術関係	県内活動	1,000 円以内	
	東海地域活動	2,000 円以内	
	東海以外の県外活動	3,000 円以内	
	帯同トレーナー	11,137 円以内	報酬源泉 1,137 円 県内・外で区別
	インストラクター メイン	11,137 円以内	報酬源泉 1,137 円
	インストラクター サポート	5,568 円以内	報酬源泉 568 円
キッズ関係	キッズ インストラクター	7,795 円以内	報酬源泉 795 円
	キッズ リーダー	3,000 円以内	
	キッズ 会場担当	2,000 円以内	
医科学関係	マッチドクター	33,411 円以内	報酬源泉 3,411 円 or (26,937 円 + 源泉 3063 円)
	ドクター (メディカルチェック等)	11,137 円以内	報酬源泉 1,137 円
	トレーナー	5,568 円以内	報酬源泉 568 円
カメラマン	1 日に 1 試合撮影	5,568 円	報酬源泉 568 円
	1 日に 2 試合撮影	6,682 円	報酬源泉 682 円
	1 日に 3 試合撮影	7,795 円	報酬源泉 795 円
	1 日に 4 試合以上撮影	8,909 円	報酬源泉 909 円

支給金額は上限とし、大会・事業等の規模に応じて 各委員長・支部代表が支給額を決定する事が出来る